

女性活躍推進法行動計画書

2019年4月1日

明治産業株式会社

「女性活躍推進法」施行に伴い、女性の多様な働き方を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 育休より復帰した後の短時間勤務を取得できるのは子供が3歳までである。
- (2) そこで、3歳以上の子どもの育児をしている社員について対策を講じる。

3. 目標と取組内容

目標1：必要がある場合には短時間勤務の取得期間を1年延長する制度を創設する

【取組内容】

- ・子育て中の社員の個々の事情を勘案し制度の利用を認める

目標2：制度の利用者1人以上を目指す

【取組内容】

- ・運用し、不都合があればその都度見なおす
- ・制度の社内周知を図る